

令和3年4月26日

豊中市営住宅にお住いの皆様へ

豊中市指定管理者
株式会社東急コミュニティー
豊中市募集・管理センター
TEL:06-6858-2395

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令後の対応について

拝啓 平素は豊中市営住宅の管理運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、緊急事態宣言が発令され、大阪府が対象地域となりました。

つきましては、期間中の当センター営業時間中、下記の点につきまして、ご理解とご協力を賜りたくご案内申し上げます。

皆様にはご不便・ご迷惑をお掛け致しますが、新型コロナウイルス感染拡大阻止の為の対策としてご理解の程お願い申し上げます。

敬具

記

1. 各種手続き・お問合せ

- ・各種手続き・お問合せについては、一度当センターまでお電話にてご連絡下さい。
感染防止対策として、窓口での受付を避け、可能な限りお電話・郵送等にて対応させていただきます。

2. 各担当者への電話連絡

- ・当センターは通常どおり営業しておりますが、お電話でのお問合せが増加すると予想されるため、各担当者と連絡が繋がりにくくなる可能性があります。

3. 金融機関でのお支払いへ

- ・感染防止対策として、窓口での受付を避ける為、家賃・駐車場利用料等につきましては、お近くの金融機関でのお支払いにご協力下さい。

4. 夜間・休日の緊急対応

- ・夜間、休日における設備異常等の緊急対応につきましては、これまでどおり大阪ガスセキュリティサービス株式会社（06-6303-4080）にて受付させていただきます。
お電話が繋がりにくい場合もあるかと存じますが、可能な限り通常どおりの対応に努めます。

5. その他

- ・緊急事態宣言発令期間中は、やむを得ず業務履行に大幅に時間を要す場合があることを予めご了承下さい。

以上